

「国際陶磁器フェスティバル美濃'21」 入場券制作委託業務 仕様書概要

1. 業務名称

「国際陶磁器フェスティバル美濃'21」入場券制作委託業務（事業番号：国フ実委第2号）

2. 入場券制作業務

項目	仕様	印刷部数
7館共通入場券 (一般)	サイズ 70mm×148mm 全24頁 平綴じ 両面4色 マットコート90K 中ページ7枚にミシン目各1本 ※裏紙1か所にナンバーリング	35,000部
7館共通入場券 (招待券)	上記と同様（ただし裏紙に「招待券」の文字を 追加する）	5,000部
第12回国際陶磁器展 美濃入場券	サイズ 70mm×148mm 表4色・裏1色 マットコート90K ミシン目1本 表1か所にナンバーリング	5,000部

※別添のサンプルを参照のこと

- ・事務局が提供する情報をもとに内容及びデザインの作成もあわせて行う。ただし、共通入場券（一般・招待）の表紙、第12回国際陶磁器展美濃入場券の4色面は、事務局から提供するデータに文字等を追加する
- ・納品は「7館共通入場券」（一般・招待）は25部ごと、「第12回国際陶磁器展美濃入場券」は100枚ごとで束にすること
- ・校了データを提供すること
- ・著作権等については、別記「著作権等取扱特記事項」を参照のこと

3. 委託期間

契約締結日から令和3年6月21日（月）まで

4. その他

その他の事項については、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会と受託者が協議するものとする。

5. 提出先及び問い合わせ先

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局（担当：木村）
〒507-0801 岐阜県多治見市東町4-2-5 セラミックパークMINO内
電話：0572-25-4111 FAX：0572-25-4138
E-Mail：k.kimura@cpm-gifu.jp

別記

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 本委託業務における成果物(以下「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。

2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。

2 成果物の作成のために乙が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 写真
- 三 その他本業務の実施に際し制作したもの

3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。

- 一 乙の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 乙は、甲に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「成果物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 甲は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 乙は、甲に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った記録媒体の提供)

第5 乙は、甲に対し、成果物等の電子データが入った記録媒体 (DVD-R 等) を当該成果物の引渡し時に提供するものとする。

2 前項の規定により引き渡された記録媒体の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物等の電子データが入った記録媒体の所有権は、当該成果物の引渡し時に甲に移転する。